



空き家の解体・撤去をお考えの皆様へ — 制度の活用をご検討ください —

■対象となる建物

- ・町内にある居住していない住宅
- ・今後住む予定がなくなる住宅

※納屋や物置等は対象外です

■補助対象者

- ・空き家の所有者で町税等に滞納がない方
- ・空き家の所有者から委任を受けた方

■補助対象経費

解体・撤去業者による空き家の解体・撤去に要した経費(消費税等を除き50万円以上のもの)で、家財道具の処分に係る費用は除く。

■補助金の額

町内業者	30%
町外業者	20%

※上限 60 万円

■申請書等

- ①補助金交付申請書
- ②空き家の位置図・現況写真
- ③見積書
- ④登記事項証明書等
- ⑤納税証明書(完納証明書) など

※補助金の交付申請は解体工事着手前に行う必要があります。解体後の申請は補助対象となりませんのでご注意ください。

■固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に存在している固定資産を課税対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されます。

年の途中で取り壊した家屋についてはそのまま課税されますが、税務係や法務局で手続きをしていただくことで、翌年から取り壊した家屋は課税台帳から抹消となります。

〔未登記家屋を取り壊したとき〕

税務係へ「家屋滅失届」を提出してください。

〔登記済家屋を取り壊したとき〕

法務局で「滅失登記」をしてください。

〔特例の対象外となる可能性がある場合〕

住宅が建っている土地(住宅用地)に対する固定資産税は特例が適用され、減額になっています。住宅を取り壊した場合は、この特例が適用されなくなり、土地の固定資産税額が上がる可能性があります。

問 ☎ 56-2111

【空き家解体・撤去】企画振興課企画振興係
【固定資産税】財政課税務係



空き家・空き地バンクへ登録しませんか？

この制度は、町内の空き家や空き地の移住・定住及び商業活動の促進による地域の活性化を目的とし、町がホームページ等の媒体を通して、所有者と利用希望者の橋渡しを行うものです。

町内に空き家や空き地を所有している方で、売却・賃貸を検討している方は、ぜひこの制度をご活用ください。

また、町内の空き家・空き地をお探しの方は、まずは町ホームページや企画振興課窓口で登録物件の確認をしてみてください。

■制度利用の流れ

1. 登録申込

空き家空き地を売買・賃貸したい所有者の方は登録申込書を企画振興課へ提出してください。

2. 情報公開

登録内容を審査後、町ホームページ等で公開します。

3. 利用申込

希望物件がある場合は、利用申込書を企画振興課へ提出してください。

4. 情報提供

所有者の情報を必要な範囲で利用希望者へ提供します。その後、当事者間で交渉や契約を行っていただきます。

※町は交渉・契約に関与しません。また、万が一トラブル等が発生した場合は当事者間で解決してください。

問 企画振興課企画振興係 ☎ 56-2111